

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年8月13日

株式会社バレッグス

代表取締役社長 大本 朋之

問合せ先: 取締役 管理本部長

菊地 紘宗

(03)3794-1115 (代表)

URL <https://balledds.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社グループは、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	—
-----------	---

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大本 朋之	1,600,000	100.00
合計	1,600,000	100.00

支配株主名	大本 朋之
-------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

大本 朋之は当社の代表取締役社長です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。</p> <p>関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上 5名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任しています。
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
厚井 久弥	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
厚井 久弥	—	—	弁護士資格を有し企業法務に関する高い知見と経験から、法令遵守及びガバナンスの強化について有益な助言を期待できることから、当社社外取締役として適任であると判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	なし
定款上の監査役員数	2名以内
監査役員数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は会社法上の大会社ではないため会計監査人は設置していませんが、興亜監査法人と監査契約を締結し、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。</p> <p>三様監査の観点から、内部監査担当部署、監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に会議を開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるなど情報の共有を図り、意見交換を行っております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任しています。
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田 隆志	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
和田 隆志	—	—	公認会計士資格及び複数の上場企業での監査役としての経験を有しており、税務及び会計に関する高い見識を活かし、客観的な立場からの有益な監査を期待できることから、当社社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

当社では、現時点で独立役員を選定しておりませんが、独立役員の適格条件を満たす取締役及び監査役を1名ずつ選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当ありません。
---------------------------	----------

ストックオプションの付与対象者	該当ありません。
-----------------	----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは主に管理部門で行っております。取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、その他の重要な会議及び重要事項についても、必要に応じて資料の配布又は電子メール等を利用して事前説明等を行い、コミュニケーションを図ると同時に、社外取締役及び社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社グループの取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社グループは監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社グループは、興亜監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年9月期において監査を執行した公認会計士は近田直裕氏、倉谷祐治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他1名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査担当

当社グループの内部監査担当は、管理本部が主管部署として業務を監査しております。管理本部の監査は主管部署として不動産賃貸事業本部が実施しており、いずれの内部監査担当も代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通知し、改善状況報告を内部監査担当に提出させることとしております。また、内部監査担当は監査役及び監査法人与連携し、三様監査を実施しております。

(5) 執行役員会議

当社グループの執行役員会議は、代表取締役、取締役及び各執行役員にて月2回開催しており、経営方針、営業戦略及び新規事業開発などを審議しております。執行役員会議で決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

(6) リスク・コンプライアンス委員会

当社グループは、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は6か月に1回開催され、委員会で執行又は決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を選択している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社グループにとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載する予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断する事を基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「反社会的勢力対策規程」や「反社会的勢力チェックマニュアル」に従い、不動産仕入、売却、その他契約の締結に際し、専門機関のデータベースやインターネット検索を利用して、取引ごとに必ず取引の相手方が事前に反社会的勢力に該当するものでないかチェックしています。また、公益財団法人東京都暴力団追放運動推進都民センターに入会し、反社会的勢力に係る情報収集を行い、取引等の未然防止に努めております。

また、全従業員に対し、反社会的勢力排除規程の周知、反社チェックの概要及び運用方法について説明を実施しております。今後も、反社会的勢力排除の重要性、社内チェック体制について周知徹底していく方針です。

V. その他

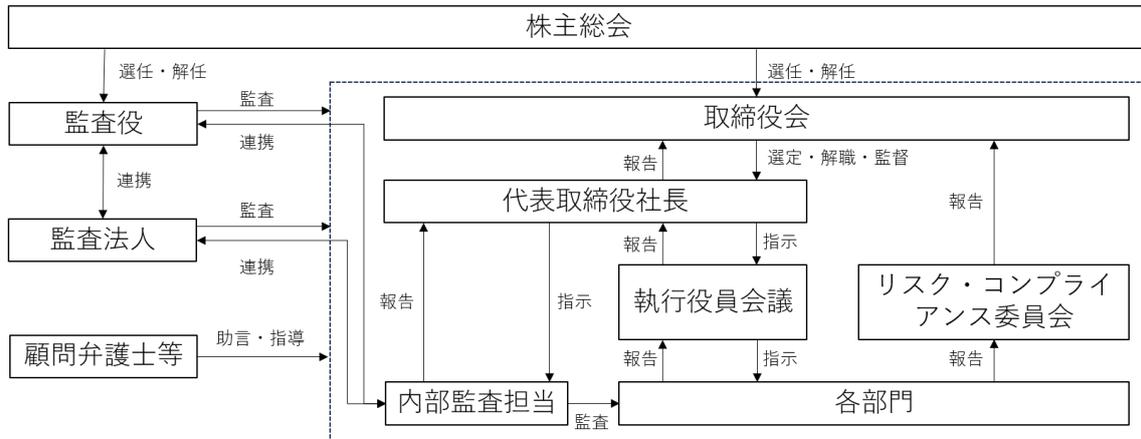
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

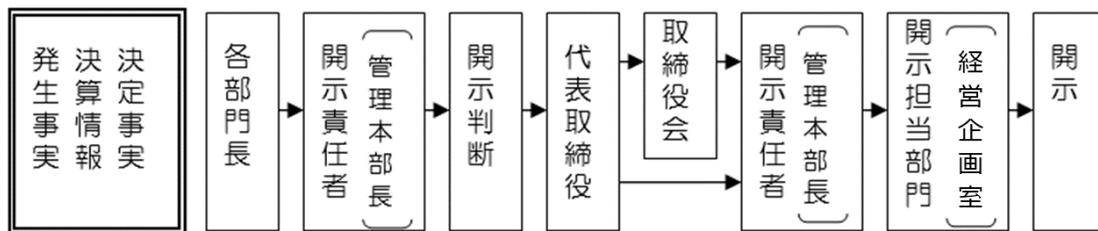
コーポレート・ガバナンス体制表のとおり運用しております。特に監査役、監査法人、内部監査担当による定期的監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上